

秋田県飲食店等事業継続緊急支援金支給要綱

(通則)

第1条 秋田県飲食店等事業継続緊急支援金（以下「支援金」）の支給については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている飲食業を営む秋田県内の中小企業者等に対し、支援金を支給することで、事業継続を支援することを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 秋田県知事（以下「知事」という。）は、支援金に関する事務を処理するため、秋田県飲食店等事業継続緊急支援金事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに掲げる者をいう。

ア 個人事業主

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たす法人（組合もしくはその連合会又は一般社団法人にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(ア)もしくは(イ)のいずれかを満たす法人である場合に限る。）

(ア) 資本金等の額又は出資の総額が10億円未満であること。

(イ) 資本金等の額又は出資の総額が定められていない場合にあっては、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(2) 飲食業 中小企業者等のうち、日本標準産業分類（平成25年10月30日告示）の中分類における「飲食店（中分類76）」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77）」、もしくはその両方を営むことをいう。

(3) 飲食店 (2) で定める飲食業を営む者をいう。

(4) 飲食店関連事業 (3) で定める飲食店との直接的継続的な取り引きが、中小企業者等の全体の売上高等のうち20%以上ある事業をいう。なお、直接的継続的とは、中間業者を介在せず、概ね年間2回以上の取り引きのある場合をいう。

(5) 飲食店関連事業者 (4) で定める飲食店関連事業を営む者をいう。

(6) 主たる業種が飲食業 中小企業者等の全体の売上高等のうち、日本標準産業分類（平成25年10月30日告示）の中分類における「飲食店（中分類76）」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77）」の売上高等が最も多い事業者をいう。

(7) 売上高等 次のア又はイのいずれかをいう。

ア 個人事業主においては、所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の方法により算定した額

イ 第一号のイにおいては、法人税確定申告書別表一における「売上金額」欄に記載される額、もしくは、同様の方法により算定した額

(交付対象者)

第5条 支援金の支給を申請できる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 申請日時点において、法人にあつては秋田県内に本店があり、個人事業主にあつては秋田県内に住民登録を行っていること。
- (2) 主たる業種が飲食業である者、もしくは飲食店関連事業者であること。
- (3) 主たる業種が飲食業の場合、申請日時点において、店舗所在地の所轄の保健所から飲食店又は喫茶店の営業許可（以下「営業許可」という。）を受けている者。
- (4) 直近決算期の売上が、その前年度もしくは前々年度と比較して20%以上減少していること。ただし、比較ができない場合には以下の取り扱いとすることを妨げない。

ア 創業特例

創業1年未満の場合は直近1ヶ月の売上高等と、直近1ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の平均を比較し、創業2年未満の場合は、直近1ヶ月の売上高等と、直前決算期における1ヶ月の売上高等の平均を比較して、20%以上減少していること。

イ 事業承継特例

個人事業主において、売上高等を比較する2つの月の間に事業を承継し、かつ、当該事業の承継を確認することができる書類を提出することができる場合は、当該事業の承継前の事業者の売上高等と対象月を比較し、減少率が20パーセント以上であること。

ウ 法人成り特例

売上高等を比較する2つの月の間に個人事業主から法人化し、かつ、法人化を確認することができる書類を提出することができる場合は、個人事業主である期間の売上高等と対象月を比較し、減少率が20パーセント以上であること。

エ 合併特例

法人において、売上高等を比較する2つの月の間に合併を行い、かつ、合併を確認することができる書類を提出することができる場合は、合併前の法人の前年の売上高等の平均と対象月を比較し、減少率が20パーセント以上であること。

- (5) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に支援を必要と認める場合

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は、支給対象者としなない。

- (1) 法人税法別表第1に規定する公共法人
- (2) 地方公共団体からの出資割合が50パーセントを超える法人
- (3) 地方公共団体の特別職又は職員が役員に就任している法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨および目的に照らして適当でないと知事が判断した者

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる売上高等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、上限は300万円とし、売上高等が60万円以下の者については支給しない。

60万円を超え3千万円以下	30万円
3千万円を超え6千万円以下	60万円
6千万円を超え9千万円以下	90万円
9千万円超を超え12千万円以下	120万円
12千万円超を超え15千万円以下	150万円
15千万円超を超え18千万円以下	180万円
18千万円超を超え21千万円以下	210万円
21千万円超を超え24千万円以下	240万円
24千万円超を超え27千万円以下	270万円
27千万円を超える場合	300万円

(支給申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、秋田県飲食店等事業継続緊急支援金支給申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え、この要綱の施行の日から令和4年1月31日までの間に、事務局に提出するものとする。

- (1) 直前決算及び、その前年度、もしくは前々年度の決算の売上高および確定申告の有無を確認することができる書類
- (2) 飲食店もしくは、飲食店関連事業者であることを証する書類
- (3) 飲食店の場合、営業許可を確認することができる書類
- (4) 支援金の振込先となる金融機関の名称および口座番号が確認できる書類
- (5) 申請者が個人事業主の場合にあっては、申請者本人を確認することができる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、秋田県飲食店等緊急支援事業要件確認書（様式第3号）（以下、「確認書」という。）による商工団体（各商工会議所、各商工会、秋田県商工会連合会及び秋田県中小企業団体中央会。）の確認を得ている場合は、申請書に確認書を添付することで、前項（2）のうち、飲食店関連事業者であることの証拠書類の添付を省略することができる。

（支給決定）

第8条 知事は、前条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、支援金の支給を決定し、遅滞なく申請者に支援金を支給するものとする。

（不支給決定通知）

第9条 知事は、第7条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認められない場合は、支援金不支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（返還）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

（2）申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、当該支給を受けた支給決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第11条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、支援金を支給した者に対し、報告の徴収又は立入検査を行うことができる。

（額の確定）

第12条 財務規則第256条の規定による額の確定は、第8条の支給決定により代える。

（手続きの一部省略）

第13条 この支援金は、財務規則第263条の規定による手続きの一部を省略できる補助金であるものとし、手続きを省略できる書類は財務規則第250条の交付決定通知とする。

（支援金に関する事務の委託）

第14条 知事は、支援金に関する事務を私人に委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。